

帯広市森林整備計画 (案)



美栄町防風保安林(クリーンラーチ 15年生)

計画期間 [自 令和6年 4月 1日
至 令和16年 3月 31日]

帯 広 市

計画策定の理由と始期

1 策定理由

十勝地域森林計画の決定に伴い、当該計画の内容に適合するよう、次のとおり、帯広市森林整備計画を策定する。

2 前計画からの主な変更点

- (1) 生物多様性ゾーンの考え方に関する事項の追加
- (2) 下刈り等の保育に関する事項の追加・修正
- (3) 現況に応じた森林の区域の変更・削除

3 始期

令和6年4月1日から適用とする。

目 次

《計画の策定について》

1	計画の位置づけ	1
2	計画の期間	1
3	森林計画制度について	1
	（森林計画の体系）	2

《計画の内容》

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1	森林整備の現状と課題	3
2	森林整備の基本方針	4
	（1）地域の目指すべき森林資源の姿	4
	（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	4
	（3）その他必要な事項	7
3	森林施業の合理化に関する基本方針	8
II	森林の整備に関する事項	8
第1	森林の立木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	8
1	樹種別の立木の標準伐期齢	8
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	9
	ア 皆伐	9
	イ 択伐	9
3	その他必要な事項	10
第2	造林に関する事項	11
1	人工造林に関する事項	11
	（1）人工造林の対象樹種	11
	（2）人工造林の標準的な方法	12
	ア 育成単層林を導入又は維持する森林	12
	イ 育成複層林を導入又は維持する森林	13
	（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間	13
2	天然更新に関する事項	14
	（1）天然更新の対象樹種	14
	（2）天然更新の標準的な方法	14
	ア 天然更新の完了の判断基準	14
	イ 天然更新補助作業の標準的な方法	15
	（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間	15
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	16
	（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	16
	（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	16

4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	16
(1)	造林の対象樹種	16
ア	人工造林の場合	16
イ	天然更新の場合	16
(2)	生育し得る最大の立木の本数	16
5	その他必要な事項	17
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	17
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	17
2	保育の種類別の標準的な方法	18
(1)	下刈り	18
(2)	除伐	18
(3)	つる切り	18
3	その他必要な事項	19
(1)	その他間伐及び保育に関する留意事項	19
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	19
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	19
(1)	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)	19
ア	区域の設定	19
イ	施業の方法	19
(2)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	19
ア	区域の設定	19
(ア)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林(山地災害防止林)	19
(イ)	快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林(生活環境保全林)	20
(ウ)	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林(保健・文化機能等維持林)	20
イ	施業の方法	20
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
(1)	区域の設定	21
(2)	施業の方法	22

3	その他必要な事項	22
(1)	水資源保全ゾーン	22
ア	区域の設定	22
イ	施業の方法	22
(2)	生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	23
ア	区域の設定	23
イ	施業の方法	23
(3)	生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	23
ア	区域の設定	23
イ	施業の方法	23
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	23
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	23
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	24
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	24
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	24
5	その他必要な事項	25
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	25
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	25
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	25
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	25
4	その他必要な事項	26
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	26
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	26
(1)	路網密度の水準	26
(2)	作業システムに関する基本的な考え方	27
2	路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	28
3	作業路網の整備に関する事項	29
(1)	基幹路網に関する事項	29
ア	基幹路網の作設にかかる留意点	29
イ	基幹路網の整備計画	29
ウ	基幹路網の維持管理に関する事項	29
(2)	細部路網に関する事項	30
ア	細部路網の作設に係る留意点	30
イ	細部路網の維持管理に関する事項	30
4	その他必要な事項	30

第8	その他必要な事項	30
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	30
(1)	人材の育成・確保	31
(2)	林業事業体の経営体質強化	31
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	31
(1)	林業機械化の促進方向	31
(2)	林業機械化の促進方策	32
(3)	高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	32
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	32
III	森林の保護に関する事項	32
第1	鳥獣害の防止に関する事項	32
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	32
(1)	区域の設定	33
(2)	鳥獣害の防止の方法	33
2	その他必要な事項	33
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	33
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	33
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	34
3	林野火災の予防の方法	34
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	34
5	その他必要な事項	34
(1)	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	34
(2)	その他必要な事項	34
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	35
V	その他森林の整備のために必要な事項	35
1	森林経営計画の作成に関する事項	35
2	生活環境の整備に関する事項	35
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	35
4	森林の総合利用の推進に関する事項	36
5	住民参加による森林の整備に関する事項	36
(1)	地域住民参加による取り組みに関する事項	36
(2)	上下流連携による取り組みに関する事項	36
(3)	青少年の学習機会の確保に関する事項	36

6	その他必要な事項	36
(1)	特定保安林の整備に関する事項	36
(2)	法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	36
ア	保安林及び保安施設地区の区域内の森林	37
イ	自然公園特別地域内における森林	38
ウ	その他の制限林	38
(3)	森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	38
(4)	森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項	38
(5)	市有林の整備に関する事項	38
(6)	公費造林に関する事項	38
(7)	耕地防風林の整備に関する事項	39
別表 1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	
1	共通のゾーニング	40
2	上乘せゾーニング	42
別表 2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	43
別表 3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	47
別表 4	鳥獣害防止森林区域	47
《用語解説》		48

《 計画の策定について 》

1 計画の位置づけ

本計画は、森林法の規定に基づき、民有林を対象に5年ごとに作成する10年間の計画であり、市町村における森林関係施策の方向や森林所有者が行う伐採・造林等の森林施業に関する指針等について定めるものです。

2 計画の期間

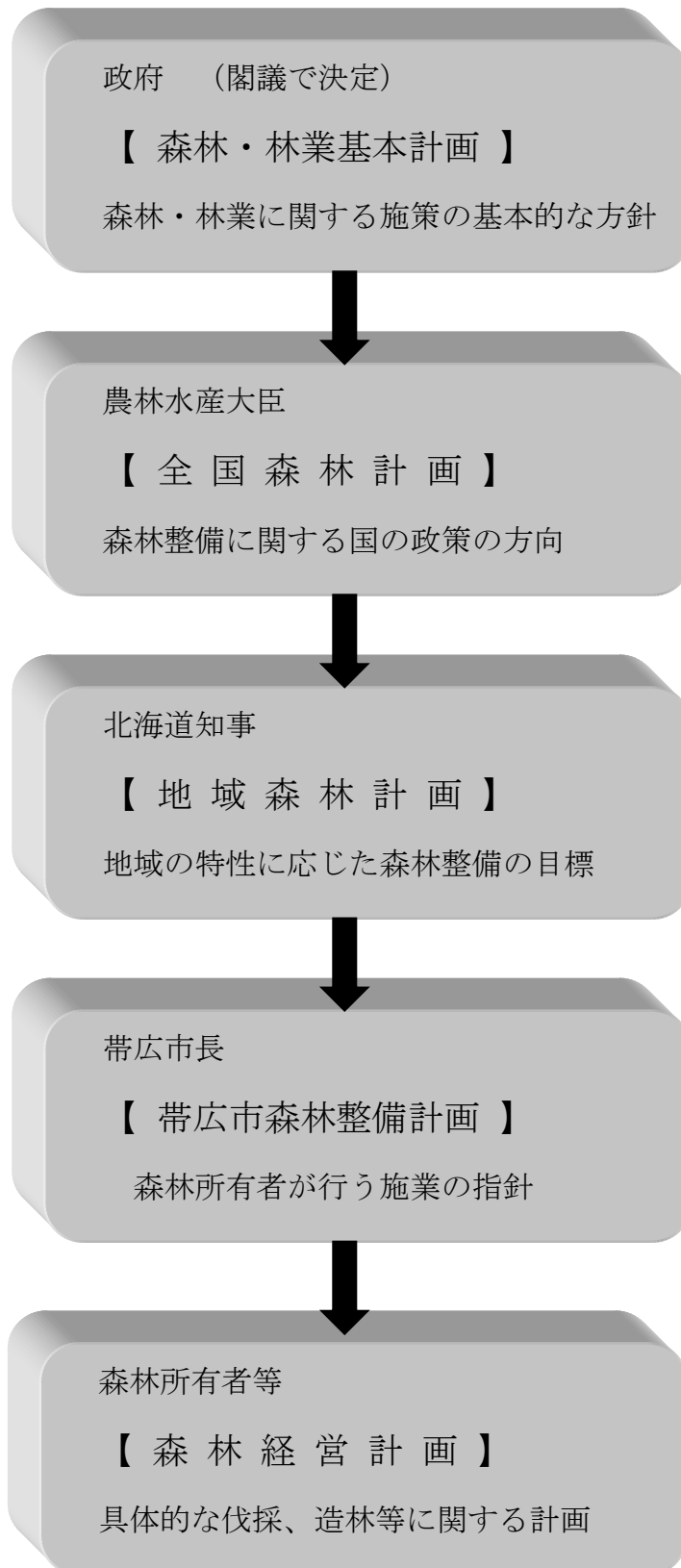
令和6年度から令和15年度の10年間とします。

3 森林計画制度について

森林は、木材の供給のほか、水源の涵養^{かん}、山地災害の防止、気象の緩和、保健休養の場の提供、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など様々な公益的機能を有しており、成熟するまでに長い年月を要するため、計画的、長期的な視点に立った適切な管理と育樹が必要です。

このため、森林法では、行政や森林所有者が相互に連携を図りながら、森林整備に関する計画を国から森林所有者までが体系的に作成し、森林の整備及び保全を行うこととしています。

(森林計画の体系)



I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

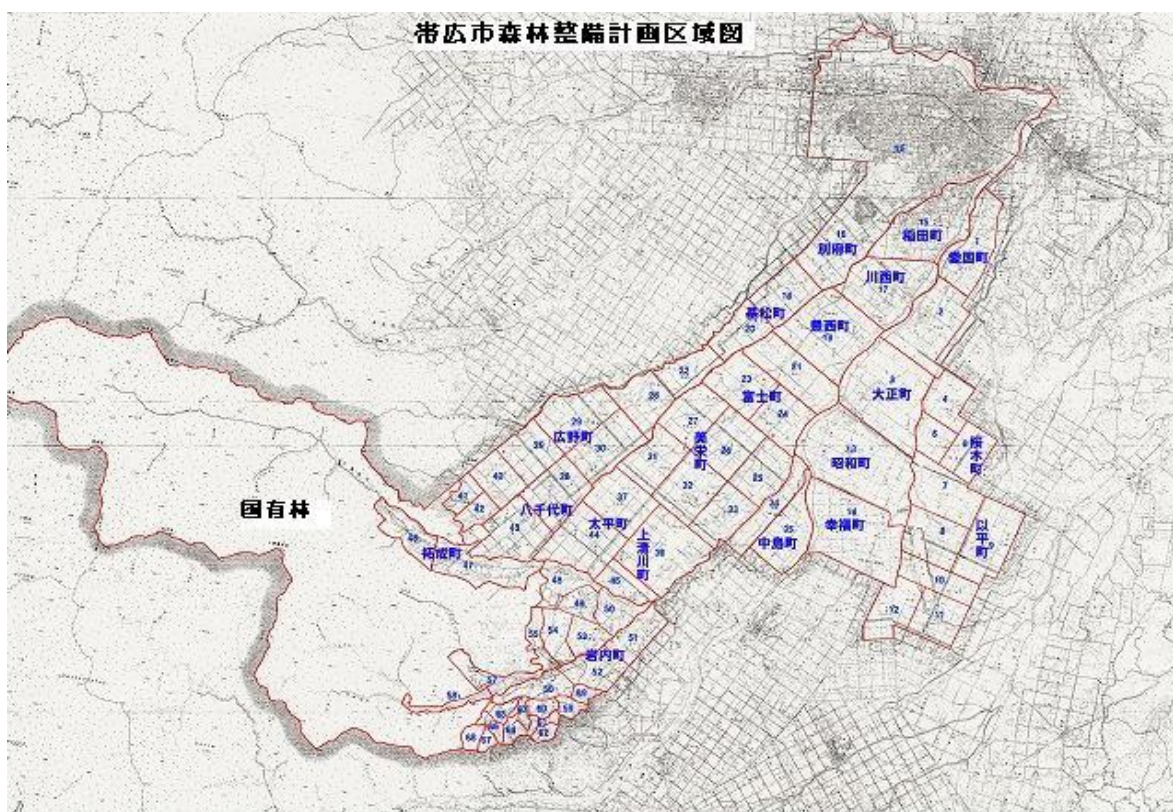
1 森林整備の現状と課題

帯広市は北海道の東部に位置し北は大雪山系、西は日高山脈に囲まれた広大な十勝平野の中央にあり、東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内村及び更別村、北は音更町に隣接しています。地域の約60%は平坦地で、本市の基幹産業である農業地帯が帯広市の総面積の約35%を占めています。

山岳地帯は、日高山脈に連なる岩内地区及び拓成地区があり、豊かな大自然を形成し、札内川や支流の戸蔦別川、帯広川の源流を持ち、この分水嶺には幌尻岳等の秀峰がそびえています。

本市の森林面積は約25,508haで国有林が約20,854ha、民有林*が約4,654haとなっており、川西地区と大正地区に位置する防風林は帯広・十勝らしい農村景観を形成しています。

岩内地区においては地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊の恐れがあるため、山地災害防止機能の高い森林の整備が求められています。

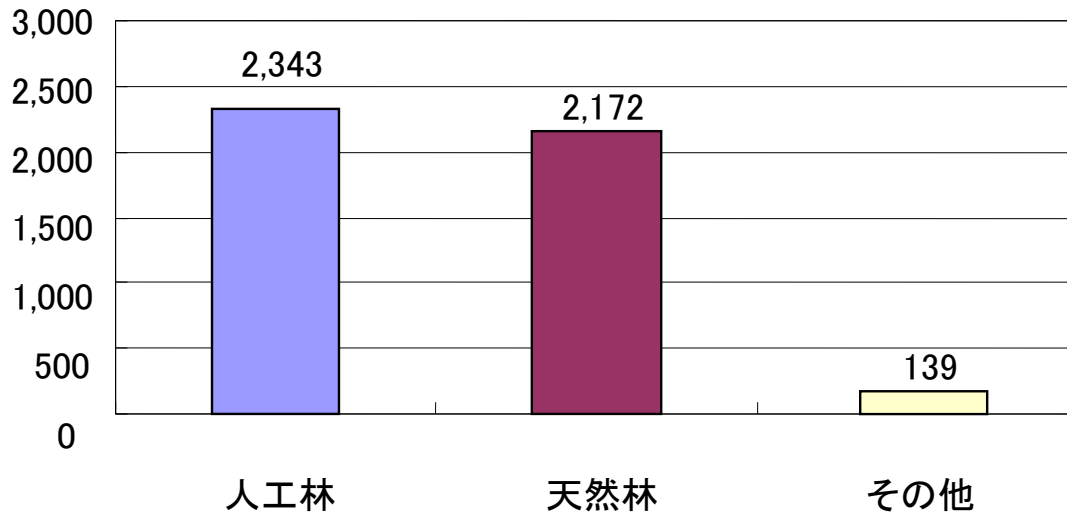


民有林のうち、カラマツ等針葉樹を主体とした人工林*が約2,343haを占めていますが、森林の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、造林*、保育*を適切に実施することが重要です。

現存する人工林*については、戦後に植栽されたカラマツ等、主伐*、間伐*の時期を迎えている林分*が多くあり、齢級構成*では、9～10齢級の林分が特に多くなっています。

本格的な利用期を迎えた森林資源が増加し、主伐が進められている一方で、林業従事者の高齢化や新規採用者の早期離職に伴う作業員の不足のほか、所有者の高齢化による意欲減退などから造林が進まず、伐採跡地が増加していることが課題となっています。

帯広市内の民有林面積 (ha)



2 森林整備の基本方針

(1) 地域が目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する市民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、エゾシカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての「公益的機能別施業森林」と

木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵養林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林*における適確な更新*や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化*・針広混交林化*を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林*の計画的な整備、天然生林*の的確な保全及び管理等に加え、保安林*制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおり定めます。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の考え方
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生*とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の面積の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。 なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。
	※生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進する。
		保護地域タイプ	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

※ 帯広市内に、生物多様性ゾーンの設定箇所はありません。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の考え方
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に配備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級*の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

ア 長伐期*施業や複層林*施業による多様な森林への誘導や皆伐*に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層*により形成される森林へ誘導するため、人工造林*や天然更新*（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢*の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

当地域では、近年の道産木材に対する需要の高まりから、一般民有林においてカラマツ人工林の皆伐が進む一方、再造林*が追いつかず、伐採跡地*が増加傾向にあるなど、カラマツ人工林資源の保続が懸念されていることから、カラマツ人工林については計画的な伐採を進めるとともに、伐採後の確実な造林による伐採跡地の発生防止及び過去の伐採跡地への造林による伐採跡地の解消に取り組むことにより、資源の平準化を図ります。

資源の平準化にあたっては、市や森林組合、森林所有者等で組織する森林整備計画実行管理推進チーム等が中心となって、当地域における伐採及び造林状況を的確に把握するとともに、森林・林業・木材産業関係者等とも積極的に情報を共有し、計画的な伐採及び伐採後の確実な造林を推進します。

さらに、本計画に定める事項を踏まえ、地域の関係者による連携のもとに森林整備等を進め、森林認証制度*などを活用し、地域の環境の保全と持続可能な森林経営の実現を目指します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木*の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

Iの2森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林施業方法により、立木を伐採することとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢*

立木の標準伐期齢は、標準的な立地自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次表のとおり定めます。

樹 種		林 齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹 ^(注)	25

(注) 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標にも用いられます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採・搬出にあたっては、国が示す「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に即した方法により伐採することとします。

- (1) 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

ア 皆伐*

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の林齢構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐*

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では、おおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率*が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。

特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層*を保全させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木*の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

- (1) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。
- (2) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
- (ア) 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - (イ) 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - (ウ) 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (3) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (4) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、侵食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

- (5) 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカ等の希少鳥類について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

また、地域にとって重要で特色のある防風林は、耕作地の保全や農村景観・生活環境の維持のほか、野生生物の生息場所や移動経路としての生物多様性保全機能の役割も担っていることから、これらの多面的機能を高度発揮させるために防風林の連続性が保たれるよう配慮します。

※ 森林施業の考え方として、次のイメージ図を参考とします。

森林施業の考え方



第2 造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により造林することとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとし、対象樹種を次表のとおり定めます。

なお、その他郷土樹種*及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な樹種を選択するよう努めることとします。

【人工造林の対象樹種】

区 分	樹 種 名
人工造林の 対象樹種	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、ヤチダモ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、カツラ、カエデ類、その他郷土樹種

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。

特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

エ カラマツ人工林については、資源の保続及び健全な林業経営を図るため、伐採後の着実な造林を推進するとともに、カラマツの積極的な植栽及び優良な苗木の確保に努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。

特に、水源涵養林、山地災害防止林^{かん}にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地^{*}への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野鼠被害の状況等を考慮した上で、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は次表のとおり、春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

【植栽時期】

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春植え	カラマツ、その他	～5月31日
	トドマツ、アカエゾマツ	～6月10日
秋植え	全樹種	9月中旬～11月上旬

(オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。

植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位：本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

[複層林の導入に伴う植栽本数の例]

カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。

帯広市森林整備計画で示すトドマツの標準的な植栽本数が2,000本/haとすると、 $2,000 \times 0.3 = 600$ となり、トドマツはおおむね600本/haを植栽することとなります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の

初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととし、対象樹種を次表のとおり定めます。

【天然更新の対象樹種】

区 分	樹 種 名	備考
天然下種更新の 対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、 ミズナラ類、ヤチダモなど	高木性 の樹種
ぼう芽更新の 対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど	高木性 の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

(3) に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に 50cm 程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が幼齡林^(注3)では成立本数が立木度^(注4) 3 以上、幼齡林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が 30% 以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に 50cm 程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度 3 以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が 30% 以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成 24 年 5 月 15 日付け森林第 111 号森林計画課長通知) によることとします。

(注 1) 高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ樹高が 10m 以上になる樹種です。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 幼齡林とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 立木度とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}^{(注6)} \times 10$$

(注5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3,300 本/ha
下層	10,000 本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300 本/ha
上層(その他の針葉樹)	600 本/ha

上層: 母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壯齡林、老齡林(天然林の標準伐期齡)

中層: 伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層: 中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種*により更新を行う場合には、笹や粗腐植*の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こし*や枝条整理等を行うこととし、笹などの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植え込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣における主伐箇所天然更新の状況などを勘案することとします。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

③ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

④ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

持続的な森林経営の推進を図るため、木材等生産林として指定した森林の区域のうち人工林について、また、公益的機能別施業森林における水源涵養林のうち、水資源保全ゾーンの森林について、伐採後は早期の更新により、良質な水の安定的供給を図る観点から、別表3のとおり指定します。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- (1) 間伐は、林冠*がうっ閉*（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- (2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐時期等の目安については、次のとおり定めま

樹種 (生産目標)	施業体系	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの 交配種を含む】 (一般材)	植栽本数 ：2,000本/ha 仕立て方法 ：中庸仕立て 主伐時の設定 ：350本/ha	16年	23年	31年	39年	—	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 標準伐期齢未満の森林における間伐 間隔：8年 標準伐期齢以上の森林における間伐 間隔：8年
トドマツ (一般材)	植栽本数 ：2,000本/ha 仕立て方法 ：中庸仕立て 主伐時の設定 ：400本/ha	15年	22年	29年	36年	—	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 標準伐期齢未満の森林における間伐 間隔：7年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数 ：2,000本/ha 仕立て方法 ：中庸仕立て 主伐時の設定 ：400本/ha	20年	30年	40年	50年	60年	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 標準伐期齢未満の森林における間伐 間隔：10年

(注1) 「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行」などを参考とした。

(注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

(3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械化による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、施業の省力化・効率化に努めることとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期等を次のとおり定めます。

(1) 下刈り*

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐*

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

(3) つる切り*

育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおり定めます。

【標準的な実施時期】

作業種別	樹種	年										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下刈り	カラマツ	←————→										
	トドマツ	←————→										
	アカエゾマツ	←————→										

(注) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や各年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

作業種別	樹種	年									
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
除伐・ つる切り	カラマツ	←————→									
	トドマツ				←————→						
	アカエゾマツ				←————→						

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

枝打ち*については、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源^{かん}の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)

ア 区域の設定

水源涵養^{かん}機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源^{かん}養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえた上で、別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所^{かん}の分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命や人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高

い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえた上で、別表1のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえた上で、別表1のとおり定めます。

(ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、北海道文化財保護条例及び北海道自然環境等保全条例、帯広市自然環境保全条例に規定する地区に指定された森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえた上で、別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

(ア) 山地災害防止林は、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととします。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業^(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、森林の区域については別表2のとおり定めます。

(イ) 生活環境保全林は、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととします。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業^(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、森林の区域については別表2のとおり定めます。

(ウ) 保健・文化機能等維持林は、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととします。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業^(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとし、森林の区域については別表2のとおり定めます。

(注)「長伐期施業」とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について、設定することとします。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発達に支障が生じないよう定めるものとし、

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、別表1のとおり定めます。

また、これらを踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林を、特に効率的な施業が可能な森林として定めます。

(2) 施業の方法

木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

また、これらに加え、特に効率的な森林施業が可能な森林において、伐採後は原則、植栽による更新を行うこととします。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

樹種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期の平均直径
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】	50年	中庸仕立て	38cm
トドマツ	50年	中庸仕立て	30cm
アカエゾマツ	70年	中庸仕立て	30cm

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について定めます。

イ 施業の方法

伐採面積の縮小^(注)及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細やかな配慮を行うこととします。

また、森林経営計画実施基準のうち、地形・地質等を勘案として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を、特に急傾斜地等土砂の崩壊、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として、別表2のとおり定めます。

(注) 皆伐を行う場合の面積は、原則として10ヘクタールを上限とします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとします。

なお、本市には設定箇所はありません。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

なお、本市には設定箇所はありません。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における私有林の森林所有者のうち、5ha未満の森林を所有する小規模森林所

有者が約 87%を占めています。その小規模森林所有者が所有する森林面積は、合わせて約 601ha となり、私有林面積（約 2,543ha）の約 24%を占めています。

また、市内の私有林のうち、カラマツ等の人工林は約 2,343ha あり、保育や間伐又は主伐を行うにあたっては、施業の集約化による施業コストの低減と、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため森林組合及びその他の民間林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進することとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合や林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意することとします。

また、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意することとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市を介して森林所有者が自ら経営管理を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで森林の経営管理の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基

に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

本市に森林を有する市、個人等の森林所有者及び施業の担い手である森林組合等が相互に連絡を密にし、地域が一体となり森林施業の共同化や林業事業者の養成及び確保、森林施業の機械化の促進及び地域材流通・加工の体制整備などを行い、長期展望に立った森林・林業に関する諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者のうち、森林面積が5ha未満の小規模森林所有者が約87%を占め、さらに、兼業農家が多いために施業単位も零細となっています。

このようなことから、継続的かつ安定的な林業経営や適切な森林管理のためには、森林施業の共同化に向けた取り組みが必要となっています。

このため、道、市、森林組合及び森林所有者等が連携し、地域ぐるみで森林施業を共同で推進することとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模森林所有者が多い中で適切かつ計画的に森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが重要です。

このため、市及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

また、本市に所在しない森林所有者等、頻繁に所有森林を訪れることができない所有者については、施業実施協定の締結等により具体的な施業の共同化を促し、適切な森林施業の実施を進めることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するために必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておく。

- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じて、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておく。
- (3) ある共同施業実施者が(1)又は(2)により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を与えたり、又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておく。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次表を目安として、基幹路網（林道、林業専用道）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網*
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~)	架線系作業システム	20 (15) 以上	20 (15) 以上

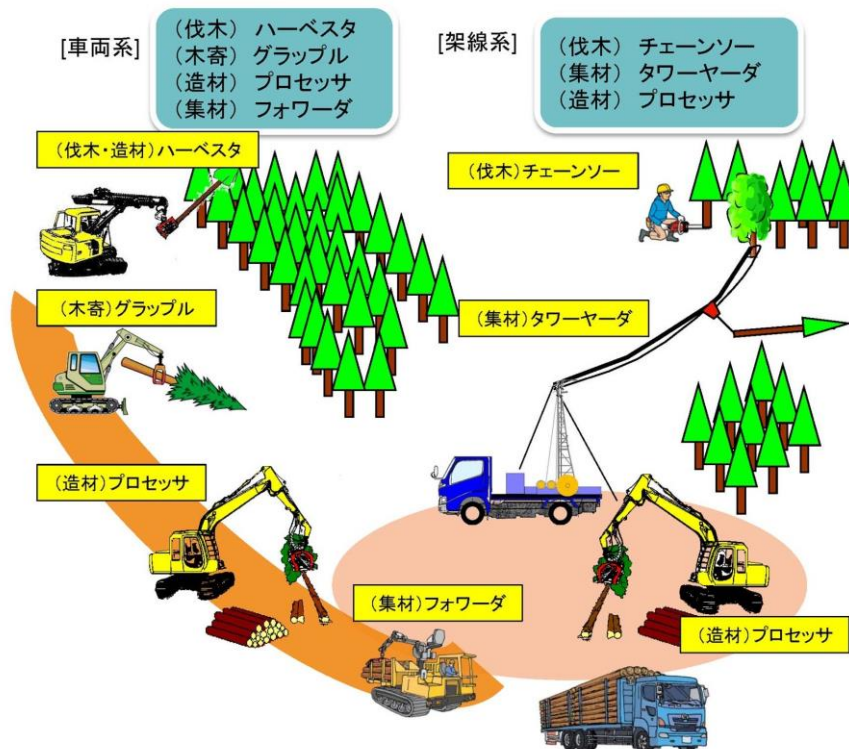
※ 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムとは

●作業システムとは、木材生産現場における、作業と機械と人の有機的な組み合わせであり、立木の伐倒(伐木)、林道端や土場への搬出(集材)、枝払・玉切(造材)、トラック積み込みまでの一連の作業プロセスを対象としている。

○作業システムの例



主な林業機械

- 1 ハーベスタ
 - ・立木の伐倒、枝払、玉切、集積を一貫して行う機械
- 2 プロセッサ
 - ・枝払、玉切、材の集積を一貫して行う機械
- 3 フォワーダ
 - ・玉切りした材を荷台に積んで運ぶ機械



- 4 タワーヤーダ
 - ・簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機



- 5 スイングヤーダ
 - ・主索を用いない簡易索張方式に対応し、旋回可能なブームを装備する集材機



- 6 グラップルローダ
 - ・丸太をつかんで集積や桟積みを行う機械



本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を行わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。

このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域において、それらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次表を目安として、主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0～15°)	フェラー バンチャ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・ プロセッサ)
	フェラー バンチャ	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・ プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	ハーベスタ	フォワーダ	
中傾斜地 (15～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・ プロセッサ)
急傾斜地 (30°～)	チェーンソー	スイングヤード【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・ プロセッサ	(ハーベスタ・ プロセッサ)

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

間伐等の森林施業を実施する計画があり基幹路網を開設する予定がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく基幹路網の開設が必要な区

域（路網整備等推進区域）を次表のとおり設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとします。

単位 面積：ha 延長：m

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
岩内地区	1,604	紅葉の沢支線	2,550	1	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備にあたっては、それぞれ林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知）及び北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網*の開設・拡張計画は次のとおりです。

単位 延長：km 面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		帯広市	西岩戸支線		1				
〃	〃	林業専用道	〃	紅葉の沢支線		1				
拡張	自動車道(改良)		〃	岩内線		1				局部改良
〃	〃		〃	会館の沢線	0.1	1		○		橋りょう改良
〃	〃		〃	岩内線	0.1	2		○		橋りょう改良
〃	〃		〃	五線沢線	0.1	1		○		橋りょう改良
〃	〃		〃	五線沢支線	0.1	1		○		橋りょう改良
〃	〃		〃	紅葉の沢線	0.1	1		○		橋りょう改良

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網*に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路線を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、北海道森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日付け森整第 1219 号北海道水産林務部長通知）により開設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理をするものとします。

4 その他必要な事項

- (1) 土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。
- (2) 林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。
- (3) 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森

林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、担い手支援センター等が実施する段階的かつ体系的な研修により、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから現場管理者としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでの段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作、ICT 等を活用したスマート林業など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成することとします。

また、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の地方移住希望者などへ向けた林業の魅力発信などにより、新規参入者の確保を図ることとします。

就業後は、教育・能力評価方法の改善や体系的なキャリアアップを図るための研修の実施、下刈りなどの作業の軽労化、他業種と連携などによる通年雇用化、若手林業従事者等によるネットワークづくりの支援などの取組を促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できる環境づくりを進めることとします。

【林業後継者の活動の拠点となる施設の整備】

施設の種類	位置・規模	利用組織	対図番号	備考
研修・集会施設	岩内町・1棟	森林所有者等	①	戸蔦林業センター

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。

特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化などを支援し、組合間の事業連携等の促進を図り、持続的な森林経営を担う森林組合の育成に努めることとします。

また、北海道の「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

木材の生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、ハーベスタによる伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による作業システムを促進することとしま

す。

また、ICT 等の先進技術を幅広く活用したスマート林業を展開し、安全で効率的な森林施業の定着を推進することとします。

(2) 林業機械化の促進方策

森林作業の機械化を促進するために、次の取り組みに対し支援することとします。

ア ハーベスタ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入。

イ 高性能林業機械のオペレーターを養成するための研修会への参加の促進。

ウ 森林施業等の受託規模の拡大による、林業事業者等の事業量の安定的な確保。

(3) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分	現状 (参考)	将 来
伐 倒	チェーンソー・プロセッサ	チェーンソー・ハーベスタ ・フェラーバンチャ
造 材	チェーンソー・プロセッサ	チェーンソー・ハーベスタ・プロセッサ
集 材	ブルドーザー	ブルドーザー・スキッド・グラップル
造林 保育等	地拵え 下刈り	チェーンソー・刈払機 ・ブルドーザー
	枝打ち	高枝鋸 リモコン自動枝打機・高枝鋸

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業・木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の持続を確保する取組の実施が重要です。このため、地域材の利用に向けた普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取組、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成 23 年 3 月策定）に即して建築物等において積極的に木材・木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

III 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）」及び、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を別表 4 のとおり定めます。

また、区域は必要に応じて、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することができることとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を単独で又は組み合わせ推進することとします。

この際、地域の関係機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については適切な鳥獣害防止対策を早期に実施するよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

忌避剤の散布や侵入防護柵の設置又は改良、保護具の設置、枝条巻き植栽木の保護措置の実施及び現地調査等によるモニタリングを実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除又は予防の方法

(1) カラマツハラアカハバチ、マイマイガ等の森林病害虫等については、被害の早期

発見及び早期防除に努めるとともに、試験研究機関等と連携し発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

- (1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。
- (2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関と連携し、発生原因の究明及び防除技術等の開発を行い、早期防除に努めることとします。
- (3) 森林の保護にあたっては、市、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

民有林内において、造林のための地拵や害虫駆除等により火入れを行う場合、防火設備、人員体制など森林被害の防止や安全管理などに配慮するとともに、実施にあたっては、本市の民有地火入れ許可等に関する規則（昭和32年5月1日付け規則第13号）に基づき実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

ただし、病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他必要な事項

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に

努めることとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項にすることとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 本計画に基づき、森林所有者等が森林経営計画を作成し、適切な施業を実施するため、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について計画することとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の整備を通じた地域振興を図るためには、国や道、林業事業者と連携し、地域の森林資源の一層の活用を図ることが重要です。

本市では、道内産タモ材などを使用した小中学校の教室の机・椅子の導入をはじめ、学校校舎等におけるカラマツ材の使用など、早くから地域の森林資源の活用に努めています。

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共施設の新築・改築において、地域のナラ、タモ、カラマツ材などの更なる利用に努めることとともに、公共建築物以外の建築物も木造化・木質化を図るため事業者や市民に対し地域材の利用の促進に関する情報の提供を行うこととします。

また、防風保安林については、帯広・十勝らしい豊かな農村景観を形成しており、観光資源としても重要な役割を果たしています。

このため、防風機能の維持はもとより、景観に配慮した施業に努めることとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

市民の森林等の自然へのふれあいを求める傾向が高まっており、散策や森林浴などの憩いの場としての利用や森林とのふれあいにより林業活動への理解等を深めてもらうことが必要です。

現在、市街化区域周辺に造成されている「帯広の森」は、都市環境、野生動植物の保全、また緑による安らぎ、余暇利用のための場として期待され、レクリエーション、遊歩道等の施設整備が進められています。

この「帯広の森」と川西地域、大正地域の防風林等と拓成地区、岩内地区の山岳林を含めた豊かなネットワークの形成を目指しています。

- ・ 森林の総合利用施設の整備計画 特になし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林に関わる計画書等を分かりやすい形で広く市民に公表するなど、森林整備への市民の参加を推進することとします。

また、森林作業の体験を通して森林への理解を得るため、作業体験や機会の提供の場に努めることとします。

(2) 上下連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

森林への市民の理解を得るためには、青少年が森林に関心を寄せることが重要であることから、森林に関する学習機会の確保や森林作業を体験できる場所や、その機会の提供など、青少年の学習機会の確保に努めることとします。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林*は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。なお、要整備森林は地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令及び道が定める条例に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い法令等に基づく施業方法で行うこととします。

ア 保安林及び保安施設地区*の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第 33 条及び第 44 条の規定により定められた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は森林法第 34 条の許可又は第 34 条の 2 若しくは第 34 条の 3 の届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 立木の伐採の方法

a 伐採できる立木は、本計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は、次の 3 区分とします。

(a) 伐採方法の指定なし（伐採種を定めないので、皆伐を含む。）

(b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

(c) 禁伐（主伐に係る、全ての立木の伐採を禁止するもの。）

(イ) 立木の伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

(a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ha を超えないこととします。

(b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha 以下とします。

(c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha を超えないこととします。

c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅 20m 以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないこととします。

e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、2 回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が 10 分の 3 を超えるときは 10 分の 3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には 10 分の 4）とします。

(ウ) 特例

a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定な

し、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。

c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とされています。

(エ) 間伐の方法及び限度

a 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。

b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行われなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

該当なし

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、次のとおりとします。

(ア) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。

(イ) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。

(ウ) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ha未満とします。

(エ) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、原則伐採を禁止とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の知見を踏まえ、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、北海道等の指導機関と連携の上普及啓発を進めることとします。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

特になし

(5) 市有林の整備に関する事項

市有林の整備にあたっては、本計画に基づき、木材生産機能をはじめ、水源の^{かん}涵養、土砂災害の防止や地球温暖化の防止、生物多様性の保全など森林の有する多面的な機能の持続的な発揮を確保するよう、総合的かつ計画的に行うこととします。

(6) 公費造林に関する事項

森林所有者がより積極的に造林、保育を実施できるよう、公費による補助制度の活用を促進します。

(7) 耕地防風林の整備に関する事項

耕地防風林は、防風保安林を補完し農地を保全する機能を担っているほか、十勝の代表的な農村景観を形成していることから、耕地防風林の整備及び保全を進めるため、今後も農家に対して苗木代を助成等することにより、耕地防風林の整備を促進することとします。

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
水源涵養林	1	7. 9. 11. 12. 13. 16~18. 24~28. 32. 38	1972. 70
	2	2. 3. 5. 7~9. 11. 16~18. 20~22. 28. 29. 33. 36. 38. 57. 60~67	
	3	1~3. 5~23. 25~30. 32~34. 42~45. 47. 48. 50~58. 60~65. 73. 74. 79~82. 86. 87. 90~93	
	6	3. 4. 7. 9~11. 17. 19. 21. 23. 35. 39~43. 45~47. 49. 50. 61. 62. 66. 74~77. 900	
	7	1. 6. 7. 10~13. 16. 18~37. 43~45. 48. 56. 58. 59. 62~76	
	8	15. 16. 19. 22~24. 29. 35	
	9	13. 15. 16. 18. 20. 21. 35. 41. 74. 85~179	
	10	7~9. 25~27. 29~33. 37. 57~59. 61~67. 70~83. 85~89	
	11	3. 16~21. 23. 26. 58. 59. 91. 98. 100	
	12	1. 17. 25	
	13	7. 15~17. 19. 20. 25. 27. 28. 34. 36. 95. 104. 111. 112. 120. 121	
	15	2~5. 13~18. 21~27. 29~31. 44	
	16	6. 7. 9. 12~14. 28. 29. 46. 47	
	17	4~8. 12. 15. 17. 19. 20. 22. 24. 27~29. 38. 41. 42. 44~48. 50. 51. 61~81	
	18	5. 35. 36	
	19	1~3. 6. 18	
	21	1~17. 26. 27. 32~36. 40. 44. 45. 54~58. 60~65. 67~76. 81~104	
	22	1. 13~15. 22. 25. 27. 30. 31. 73	
	23	1. 2. 5. 8. 10. 11. 13. 15~18. 24~28. 32~37. 42. 48. 51. 56. 57	
	24	1. 15~17. 25	
	25	15~17. 22. 27. 28. 38~40. 43~46. 48. 49. 51. 53. 76. 96~98	
	26	13	
	27	1. 3. 20. 22. 105	
	28	8	
	29	1. 3. 6. 8~20. 22. 31. 55. 57~62. 64. 65. 76. 80. 81	
	30	1. 2. 10~12. 29. 30. 35. 36. 42. 46. 56~58. 60. 79. 88. 89	
	31	2. 3. 11. 19. 20. 25. 28. 36. 42. 43. 88. 98. 99	
	32	43. 53	
	33	1. 3. 5. 6. 10. 16~23. 26. 29. 30. 34. 36~39. 41~46. 48. 49. 56. 66. 67. 70. 89. 103~105	
	34	2~4. 6~10. 12. 13. 15. 17. 20. 21. 23~28. 31. 33~37. 44~46. 51~61. 63. 64. 66~73	
	35	22. 23. 30. 31. 47~49	
	36	5. 15. 16. 18. 29. 30. 32. 34. 37~39. 41~43. 45~48. 50. 53. 54. 61~65. 81. 85~87	
	37	5~8. 13. 14. 17. 27. 32. 33. 55. 56. 62	
	38	1. 3. 21. 24~26. 29. 31. 40~42. 44. 45. 84. 87. 102. 104. 111. 112	
	39	15~17. 20. 22. 23. 26. 30~36. 38. 39. 42. 44~46. 71. 73. 76~79. 84. 86. 90. 91. 93	
	42	4. 30. 40~47. 49. 52	
	44	2. 6. 9. 22. 44. 48. 51~60. 68. 70. 97. 98. 103	
	45	8. 9. 11. 12. 14. 17. 18. 21~25	
	46	1~12. 16. 18~22. 24. 26. 30~35. 38~44. 46. 47. 55~65. 67~75. 76~79. 81. 82. 85~87. 90~92. 95. 97. 99. 102~106. 108. 109. 111. 113~122. 124. 127~135. 137~141. 143~147. 149~169. 171. 172. 176~181. 183~198. 201. 203. 205. 206. 209. 211. 219. 221. 223. 228~230. 233~237. 239~245. 247~251. 253~262. 265. 267~269	
	47	8. 17~19. 87. 89. 90. 107. 108. 110. 111. 118. 120~133. 141~143. 150~154. 160. 163. 164. 166~172. 174. 177~179. 191. 198. 203~212. 214. 215. 219. 220. 275. 278. 285~292. 294~296. 311. 312. 316. 325. 326	
	49	2. 4	
	50	2. 7~15. 17. 19. 20. 24. 26~28. 30. 32~36. 38~41. 43~46. 52~54. 56~58. 60. 63. 69~72. 77~85	
	53	1. 2. 4~7. 9. 10. 12~23. 26~35. 37~39. 41~43. 45~50. 53~55. 58~60. 62~70	
	54	1~4. 7~36. 38. 40. 44~60. 65~67. 70~90. 92~94. 98~111. 118~120. 122~126	
	55	1~17. 23~32. 42~56. 58~64. 66~68. 71~73. 75~82. 84~88. 90~99. 101~109. 112. 116. 118~121	
	56	24. 26. 46. 54. 59. 71. 73. 74. 76. 78~82. 85. 86. 126~128. 133. 137. 139. 142	
	57	16. 18. 19. 22~24. 31. 34. 41~45. 51. 54. 55. 60. 61. 67. 69. 80~82. 84. 89. 94. 96~102. 104. 108~110. 112~118. 121~124. 130~132	

区分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
水源涵養林	58	1~9. 11~38. 40. 43. 45~49	
	59	1. 2. 4. 5. 7. 12. 16. 24~28. 30~37. 39. 41. 43. 47. 48. 50	
	60	1. 3. 10. 12. 14~17. 19. 23~25. 27. 29. 30. 33~35. 38. 40	
	61	1. 4. 7~12. 17. 21. 27. 32. 33	
	62	1. 3. 5. 7~14. 18~20. 27. 28. 30. 34. 35	
	63	8. 34. 35	
	65	2	
	69	2. 4. 5. 9. 18~20. 22. 25. 27. 29. 31. 32. 36~38	
山地災害防止林	46	253	1117.66
	49	5. 11. 14~20. 22~31. 33~37. 39~44. 47. 57. 59~61. 63. 67~71. 74~76	
	55	18	
	57	60~66. 106~110. 112~132	
	59	3. 6. 8~11. 13. 15. 17~21. 29. 38. 44~46. 49	
	60	2. 4~9. 11. 13. 18. 20~22. 26. 28. 31. 32. 36. 39. 41	
	61	2. 3. 5. 6. 13~15. 18. 20. 22. 23. 28. 30. 31. 34	
	62	2. 4. 15. 16. 22. 23. 25. 29. 31	
	63	1~7. 9~11. 13~25. 28~31. 36~43	
	64	1~39	
	65	1. 3. 4. 6~8. 10~16. 18~26	
	66	1~17	
	67	1~6	
	68	3~5. 7~10	
69	1. 3. 6. 8. 10. 14. 15. 23. 24		
生活環境保全林	2	19. 23. 27. 30. 31. 35. 39. 42. 47. 48. 51. 52. 56. 59. 68~70	581.11
	4	56~58. 67. 69~71. 74~76	
	6	6. 15. 16. 22. 31. 37. 38. 57. 58. 73	
	7	38~42. 46. 47. 49. 51. 52. 55. 57. 60. 61	
	8	1~4. 6. 8~14. 17. 18. 25~28. 31. 34. 39~45. 50. 52~54. 56. 59. 61~78. 80~83	
	9	1~6. 9~11. 14. 17. 19. 22~29. 31. 33. 34. 36. 40. 42~53. 55~60. 62~71. 73. 75. 77~84	
	10	1~6. 10~16. 41~43. 46~52. 54~56. 60. 69. 84	
	11	1. 2. 4. 5. 7. 9~11. 15. 22. 24. 27~29. 31~57. 60~67. 70. 72. 73. 78~80. 82. 83. 90. 92~97. 104~112	
	12	14~16. 31~36. 39~58. 61~63. 65. 67~70	
	13	1~6. 10~12. 60~62. 64~66. 68~87. 89~92. 96~101. 105~110. 113~119	
	14	28. 29	
	18	1~4. 6~14. 17~34	
	20	1~4. 7~33	
	22	2. 3. 5. 10. 11. 16~18. 23. 24. 26. 32. 33. 35~37. 39~45. 47. 48. 50~59. 62~64. 66. 69	
	25	31. 33. 60. 65~69. 72~74. 80~86. 89. 93. 99	
	26	2~11. 14~16. 18. 21. 22. 25. 26. 28. 29. 31~35. 37. 39. 41. 42. 45~52. 58. 61. 62. 65~68	
	27	4~13. 40. 41. 43. 45~48. 50. 51. 54. 56. 58. 60~63. 66~68. 70. 74. 75. 77~79. 85. 86. 90. 91. 93. 97. 99. 102. 106	
	28	40. 42~45	
	29	2. 21. 24. 25. 28~30. 32~36. 48~52. 70. 72~75. 78. 79	
	30	37~41. 43. 44. 47. 48. 59. 61~68. 70~73. 75~77. 80. 81. 83~87. 90	
	31	45~47. 50. 53~56. 58. 59. 61. 62. 64. 68. 69. 71~75. 78. 79. 81~84. 89. 95	
	32	7~11. 13~16. 22~28. 30~38. 40~42. 44~50. 52. 55~59	
	33	59~62. 79. 80. 83~87. 91. 101	
	34	47. 49. 50	
35	32~43. 46. 50. 51		
37	36~39. 45~53. 57~61		
38	2. 5. 49~51. 56~58. 60~66. 68~77. 81. 83. 85. 86. 88~90. 95~97. 103. 105~110. 113		
39	1. 7~9. 50~52. 54. 55. 57. 58. 64~70. 72. 80~82. 87. 89. 92		
43	7. 80. 82~88. 90~93. 95. 99. 100. 102. 106		
44	49. 50. 61. 62. 65. 66. 69. 71~79. 81. 83~89. 92. 94. 95. 99. 100. 104. 105		
45	1~7. 13. 19. 26. 27. 32~34		

区分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
保健・文化機能等 維持林	6	12. 14. 20. 36. 56	96. 49
	13	63. 67	
	15	1. 41	
	32	29	
	36	84	
	45	35	
	54	5. 6. 37. 39. 41~43. 61~64. 68. 69. 95. 96. 112~117	
	55	22. 114	
木材等生産林	4	1~5. 7~17. 22~26. 29~34. 42. 51. 52. 59. 62~64. 72	925. 61
	5	1~5. 7. 8. 10~12. 15~17. 20~25. 27~29	
	14	2. 3. 19. 21. 44. 46~52. 54. 55. 63. 65. 67. 70. 72~111. 114. 117. 119~128	
	40	1. 3. 18~23. 26. 33~35. 37. 55. 58. 65~73. 75~77. 79~81	
	43	3~5. 12. 26~28. 41. 43. 44. 47~49. 58. 59. 65. 66. 69. 71. 89. 94. 96~98. 101. 103. 104. 107. 108	
	47	1~5. 7. 9. 11~16. 20~37. 39~51. 58. 59. 61~64. 67. 68. 70. 73~75. 77. 79~86. 88. 91~96. 98~106. 112. 114. 119. 144~146. 161. 162. 187. 188. 192~194. 197. 199. 201. 202. 216~218. 222. 225~227. 229~239. 241~247. 252~259. 261~264. 266. 268. 271~273. 276. 277. 281. 282. 301. 302. 304~308. 310. 313~315. 317~324. 331~351. 361~384	
	48	1~10. 12. 14~18. 20~24. 29. 33~35. 39. 42. 43. 45~47. 50. 52. 53. 56~88. 90. 92. 93. 95~111. 115~121	
	51	1~3. 5. 9. 10. 12~18. 21~24. 27~38. 40. 44~54. 56. 58. 59. 61. 63. 66~70. 72. 76. 78. 79. 83. 84. 86. 87. 89~91. 93~95. 97. 100~104. 106~123. 125. 127. 130. 132. 133. 138~151	
	52	1~14. 16~26. 31~36. 39~45. 47. 51~60. 62. 63. 66~85. 87. 88. 90. 91. 93. 95. 96. 98~100. 102~104. 106. 109. 111. 112. 114. 115. 117~123. 125~128. 130. 133~139. 141~143. 146. 148~154. 156~158. 160. 171~174. 177. 180~186. 191~225. 901~903	
	56	1. 3~19. 21~23. 25. 27~34. 36~45. 47~53. 55~58. 60~65. 67~70. 72. 75. 77. 83. 84. 87. 89~93. 95~102. 106. 108. 109. 111. 113~121. 135. 136. 138. 140. 141. 148. 152. 156~160	
57	1~15. 27~29. 32. 56~59. 70. 72. 76. 78. 79. 83. 86~88. 90. 91. 95. 105		

2 上乗せゾーニング

水資源保全 ゾーン	46	2. 3. 91. 92. 95. 97. 99. 103. 104. 108. 109. 111. 113~122. 124. 127~135. 137~141. 143~147. 149. 150. 152~169. 171. 172. 177~181. 189. 192~194. 211. 219. 221. 223. 228~230. 233~235. 241. 253. 260~262. 267~269	340. 43
	47	107. 108. 128. 143. 150. 152. 160. 163. 164. 166~172. 203. 207. 215. 219. 275. 278. 294~296. 325	
	56	24. 26. 46. 54. 59. 71. 73. 74. 76. 78~82. 85. 86. 126~128. 133. 137. 139. 142	
	57	16. 18. 19. 22~24. 31. 34. 41~45. 51. 54. 55. 60. 61. 67. 69. 80~82. 84. 89. 94. 96~102. 104. 108~110. 112~118. 121~124. 130~132	
生物多様性 ゾーン		該当なし	
特に効率的な 森林施業が 可能な森林	4	1. 7. 14. 22. 25. 30. 32~34. 42. 59. 62. 64. 72	298. 41
	5	4. 8. 10. 21~25. 28. 29	
	14	3. 44. 46~50. 52. 65. 67. 75. 77. 79. 80. 83. 84. 86. 87. 89. 91. 93. 96~111. 114. 117. 119. 120	
	40	18~22. 33~35. 37. 65~70. 72. 73. 75~77. 80. 81	
	43	4. 12. 27. 43. 65. 66. 94. 96. 98. 101. 103. 104. 107. 108	
	47	5. 9. 11. 24. 27. 28. 37. 39. 41. 58. 59. 63. 64. 68. 70. 74. 75. 77. 79. 81. 83. 100. 119. 187. 202. 225. 226. 230. 231. 235. 301. 302	
	48	6. 9. 15. 18. 43. 45~47. 50. 60. 61. 64~66. 68. 7072. 79. 81~84. 86. 87. 96~103. 105~109. 116. 119~121	
	52	1. 10. 17. 19. 43. 58. 70. 72. 76. 78. 84. 96. 98~100. 109. 121. 127. 128. 142. 143. 152. 154. 185	
	56	1. 4. 10. 15. 16. 18. 19. 25. 27~32. 34. 36~38. 44. 47~49. 53. 62~65. 67~70. 72. 87. 95~100. 102. 108. 148. 152. 158	
	57	2~6. 9~11. 15. 27~2970. 72. 78. 79. 83	

【道有林】

該当なし

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における 主な実施基準 [参考] (注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1	7. 9. 11. 12. 13. 16~18. 24~28. 32. 38	1930. 48	主伐林齢： 標準伐期齢 +10年以上 皆伐面積： 20ha以下
		2	2. 3. 5. 7~9. 11. 16~18. 20~22. 28. 29. 33. 36. 38. 57. 60~67		
		3	1~3. 5~23. 25~30. 32~34. 42~45. 47. 48. 50~58. 60~65. 73. 74. 79~82. 86. 87. 90~93		
		6	3. 4. 7. 9~11. 17. 19. 21. 23. 35. 39~43. 45~47. 49. 50. 61. 62. 66. 74~77. 900		
		7	1. 6. 7. 10~13. 16. 18~37. 43~45. 48. 56. 58. 59. 62~76		
		8	15. 16. 19. 22~24. 29. 35		
		9	13. 15. 16. 18. 20. 21. 35. 41. 74. 85~179		
		10	7~9. 25~27. 29~33. 37. 57~59. 61~67. 70~83. 85~89		
		11	3. 16~21. 23. 26. 58. 59. 91. 98. 100		
		12	1. 17. 25		
		13	7. 15~17. 19. 20. 25. 27. 28. 34. 36. 95. 104. 111. 112. 120. 121		
		15	2~18. 21~27. 29~31. 44		
		16	6. 7. 9. 12~14. 28. 29. 46. 47		
		17	4~8. 12. 15. 17. 19. 20. 22. 24. 27~29. 38. 41. 42. 44~48. 50. 51. 61~81		
		18	5. 35. 36		
		19	1~3. 6. 18		
		21	1~17. 26. 27. 32~36. 40. 44. 45. 54~58. 60~65. 67~76. 81~104		
		22	1. 13~15. 22. 25. 27. 30. 31. 73		
		23	1. 2. 5. 8. 10. 11. 13. 15~18. 24~28. 32~37. 42. 48. 51. 56. 57		
		24	1. 15~17. 25		
		25	15~17. 22. 27. 28. 38~40. 43~46. 48. 49. 51. 53. 76. 96~98		
		26	13		
		27	1. 3. 20. 22. 105		
		28	8		
		29	1. 3. 6. 8~20. 22. 31. 55. 57~62. 64. 65. 76. 80. 81		
		30	1. 2. 10~12. 29. 30. 35. 36. 42. 46. 56~58. 60. 79. 88. 89		
		31	2. 3. 11. 19. 20. 25. 28. 36. 42. 43. 88. 98. 99		
		32	43. 53		
		33	1. 3. 5. 6. 10. 16~23. 26. 29. 30. 34. 36~39. 41~46. 48. 49. 56. 66. 67. 70. 89. 103~105		
		34	2~4. 6~10. 12. 13. 15. 17. 20. 21. 23~28. 31. 33~37. 44~46. 51~61. 63. 64. 66~73		
		35	22. 23. 30. 31. 47~49		
		36	5. 15. 16. 18. 29. 30. 32. 34. 37~39. 41~43. 45~48. 50. 53. 54. 61~65. 81. 85~87		
		37	5~8. 13. 14. 17. 27. 32. 33. 55. 56. 62		
		38	1. 3. 21. 24~26. 29. 31. 40~42. 44. 45. 84. 87. 102. 104. 111. 112		
39	15~17. 20. 22. 23. 26. 30~36. 38. 39. 42. 44~46. 71. 73. 76~79. 84. 86. 90. 91. 93				
42	4. 30. 40~47. 49. 52				
44	2. 6. 9. 22. 44. 48. 51~60. 68. 70. 97. 98. 103				
45	8. 9. 11. 12. 14. 17. 18. 21~25				

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 [参考] (注1)				
		林班	小班						
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	46	1~12. 16. 18~22. 24. 26. 30~35. 38~44. 46. 47. 55~65. 67~79. 81. 82. 85~87. 90~92. 95. 97. 99. 102~106. 108. 109. 111. 113~122. 124. 127~135. 137~141. 143~147. 149~169. 171. 172. 176~181. 183~198. 201. 203. 205. 206. 209. 211. 219. 221. 223. 228~230. 233~237. 239~245. 247~251. 254~262. 265. 267~269	340.43	主伐林齢： 標準伐期齢 +10年以上 皆伐面積： 20ha以下				
		47	8. 17~19. 87. 89. 90. 107. 108. 110. 111. 118. 120~133. 141~143. 150~154. 160. 163. 164. 166~172. 174. 177~179. 191. 198. 203~212. 214. 215. 219. 220. 275. 278. 285~292. 294~296. 311. 312. 316. 325. 326						
		49	2. 4						
		50	2. 7~15. 17. 19. 20. 24. 26~28. 30. 32~36. 38~41. 43~46. 52~54. 56~58. 60. 63. 69~72. 77~85						
		53	1. 2. 4~7. 9. 10. 12~23. 26~35. 37~39. 41~43. 45~50. 53~55. 58~60. 62~70						
		54	1~4. 7~36. 38. 40. 44~60. 65~67. 70~90. 92~94. 98~111. 118~120. 122~126						
		55	1~17. 23~32. 42~56. 58~64. 66~68. 71~73. 75~82. 84~88. 90~99. 101~109. 112. 116. 118~121						
		56	24. 26. 46. 54. 59. 71. 73. 74. 76. 78~82. 85. 86. 126~128. 133. 137. 139. 142						
		57	16. 18. 19. 22~24. 31. 34. 41~45. 51. 54. 55. 67. 69. 80~82. 84. 89. 94. 96~102. 104						
		58	1~9. 11~38. 40. 43. 45~49						
		59	1. 2. 4. 5. 7. 12. 16. 24~28. 30~37. 39. 41. 43. 47. 48. 50						
		60	1. 3. 10. 12. 14~17. 19. 23~25. 27. 29. 30. 33~35. 38. 40						
		61	1. 4. 7~12. 17. 21. 27. 32. 33						
		62	1. 3. 5. 7~14. 18~20. 27. 28. 30. 34. 35						
		63	8. 34. 35						
		65	2						
		69	2. 4. 5. 9. 18~20. 22. 25. 27. 29. 31. 32. 36~38						
		伐採面積の規模の縮小を行うべき森林 (注2)				46	2. 3. 91. 92. 95. 97. 99. 103. 104. 108. 109. 111. 113~122. 124. 127~135. 137~141. 143~147. 149. 150. 152~169. 171. 172. 177~181. 189. 192~194. 211. 219. 221. 223. 228~230. 233~235. 241. 253. 260~262. 267~269	340.43	主伐林齢： 標準伐期齢 +10年以上 皆伐面積： 10ha以下
						47	107. 108. 128. 143. 150. 152. 160. 163. 164. 166~172. 203. 207. 215. 219. 275. 278. 294~296. 325		
56	24. 26. 46. 54. 59. 71. 73. 74. 76. 78~82. 85. 86. 126~128. 133. 137. 139. 142								
57	16. 18. 19. 22~24. 31. 34. 41~45. 51. 54. 55. 60. 61. 67. 69. 80~82. 84. 9. 94. 96~102. 104. 108~110. 112~118. 121~124. 130~132								
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (注3)	2	19. 23. 27. 30. 31. 35. 39. 42. 47. 48. 51. 52. 56. 59. 68~70	1586.83	主伐林齢： 注3の表による 皆伐面積： 20ha以下				
		4	56~58. 67. 69~71. 74~76						
		6	6. 15. 16. 22. 37. 57						
		7	38~41. 46. 47. 49. 52. 55. 57. 61						
		8	1~4. 6. 8~14. 17. 18. 25~28. 31. 34. 43~45. 50. 52~54. 56. 59. 61~78. 80~83						
		9	1. 3~6. 10. 11. 14. 17. 22~26. 29. 31. 33. 36. 40. 42. 44~49. 52. 53. 55~59. 62~71. 75. 77~84						
		10	1~6. 10~16. 41~43. 46~52. 54~56. 60. 69. 84						
		11	1. 2. 4. 7. 9~11. 15. 22. 24. 27~29. 31~57. 60~67. 70. 72. 73. 78~80. 82. 83. 90. 92~97. 104~112						
		12	14~16. 31~36. 39~58. 61~63. 65. 67~70						
		13	1~6. 11. 12. 60~62. 64~66. 68~72. 76~87. 89~92. 96~101. 105~110. 113. 115~119						
14	28. 29								

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における 主な実施基準 [参考] (注1)
		林班	小班		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (注3)	18	1~4. 6~14. 17~34		主伐林齢： 注3の表による 皆伐面積： 20ha以下
		20	1~4. 7~33		
		22	2. 3. 5. 10. 11. 16~18. 23. 24. 26. 32. 33. 35~37. 39~45. 47. 48. 50~59. 62~64. 66. 69		
		25	31. 33. 60. 65~69. 72~74. 80~86. 89. 93. 99		
		26	5~11. 15. 16. 18. 21. 22. 25. 28. 29. 31. 33. 34. 37. 39. 41. 45~52. 58. 61. 62. 65~68		
		27	4~13. 40. 41. 43. 45~48. 50. 51. 54. 56. 58. 60~63. 66~68. 70. 74. 75. 77~79. 85. 90. 91. 93. 97. 99. 102. 106		
		28	40. 42~45		
		29	2. 21. 24. 25. 28~30. 32~36. 48~52. 70. 72~74. 78		
		30	37~41. 43. 44. 47. 48. 59. 61~67. 70~72. 76. 80. 81. 85~87. 90		
		31	45~47. 50. 55. 56. 58. 59. 61. 62. 64. 68. 69. 71~75. 78. 79. 81~84. 89. 95		
		32	7~9. 11. 15. 16. 22~24. 26~28. 30~32. 34. 35. 38. 41. 44. 46. 47. 49. 52. 55~58		
		33	59~62. 79. 80. 83~85. 87. 91. 101		
		34	49. 5		
		35	32. 34. 37. 39. 40. 43. 46. 50. 51		
		37	36. 39. 45~50. 52. 57~59. 61		
		38	2. 5. 49~51. 56~58. 60~66. 68~77. 81. 83. 85. 86. 88~90. 95~97. 103. 108~110. 113		
		39	1. 7~9. 50~52. 54. 55. 57. 58. 64~70. 72. 80~82. 87. 89. 92		
		43	7. 80. 82~88. 90~93. 95. 99. 100. 102. 106		
		44	50. 61. 62. 65. 66. 71~74. 76~78. 81. 83~89. 95. 99. 100. 104. 105		
		45	1~4. 6. 13. 19. 26. 27. 32~34		
		46	253		
		49	5. 11. 14~20. 22~31. 33~37. 39~44. 47. 57. 59~61. 63. 67~71. 74~76		
		55	18		
		57	60~66. 106~110. 112~132		
		59	3. 6. 8~11. 13. 15. 17~21. 29. 38. 44~46. 49		
		60	2. 4~9. 11. 13. 18. 20~22. 26. 28. 31. 32. 36. 39. 41		
		61	2. 3. 5. 6. 13~15. 18. 20. 22. 23. 28. 30. 31. 34		
		62	2. 4. 15. 16. 22. 23. 25. 29. 31		
		63	1~7. 9~11. 13~25. 28~31. 36~43		
		64	1~39		
65	1. 3. 4. 6~8. 10~16. 18~26				
66	1. 2. 4~10. 13~15. 17				
67	1~4. 6				
68	1. 2. 5. 7. 8. 10				
69	1. 3. 6. 8. 10. 14. 15. 23. 24				

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 [参考] (注1)	
		林班	小班			
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林		該当なし		主伐林齢： 標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する	
		6	12. 14. 20. 31. 36. 38. 56. 58. 73	198. 54		主伐林齢： 標準伐期齢 +10年以上 伐採率： 30%以下又は 40%以下 その他： 標準伐期齢時の 立木材積の7/10 以上を維持する
		7	42. 51. 60			
		8	39~42			
		9	2. 9. 19. 27. 28. 34. 43. 50. 51. 60. 73			
		11	5			
		13	10. 63. 67. 73~75. 114			
		15	1. 41			
		26	2~4. 14. 26. 32. 35. 42			
		27	86			
	29	75. 79				
	30	68. 73. 75. 77. 83. 84				
	31	53. 54				
	32	10. 13. 14. 25. 29. 33. 36. 37. 40. 42. 45. 48. 50. 59				
	33	86				
	34	47				
	35	33. 35. 36. 38. 41. 42				
	37	37. 38. 51. 53. 60				
	38	105~107				
	44	49. 69. 75. 79. 92. 94				
	45	5. 7				
	54	5. 6. 37. 39. 41~43. 61~64. 68. 69. 95. 96. 112~117				
	55	22. 114				
	66	3. 11. 12. 16				
	67	5				
	68	3. 4. 9				
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

【道有林】
該当なし

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

【一般民有林】

森 林 の 区 域		面 積 (ha)	参 考
林班	小 班		
6	9	339.33	水資源保全 ゾーン
46	2. 3. 91. 92. 95. 97. 99. 103. 104. 108. 109. 111. 113~122. 124. 127~135. 137~141. 144~147. 149. 150. 152~169. 171. 172. 177~181. 189. 192~194. 211. 219. 221. 223. 228~230. 233~235. 241. 253. 260. 262. 267~269		
47	107. 108. 128. 143. 150. 152. 160. 163. 164. 166~172. 203. 207. 215. 219. 275. 278. 294~296. 325		
50	78		
56	24. 26. 46. 54. 59. 71. 73. 74. 76. 78~82. 85. 86. 126~128. 133. 137. 139. 142		
57	16. 18. 19. 22~24. 31. 34. 41~45. 51. 54. 55. 60. 61. 67. 69. 80~82. 84. 89. 94. 96~102. 104. 108~110. 112~118. 121~124. 130~132		

なお、上記の森林において主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林すべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。(注)

【道有林】

該当なし

別表4 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
エゾシカ	56. 57. 60. 61. 63. 65林班	736.49

《用語解説》

※印の言葉は本文中に記載がないが、*印の言葉との関連などから掲載しているもの。

あ行

育成単層林* (いくせいたんそうりん)

一定のまとまりを持った森林を一度に全部伐採し、人の手により植付けし、1種類の樹種により維持される森林。そうした環境の維持を目的とした施業*が行われている森林を「育成単層林」と呼ぶ。(⇔育成複層林)

育成複層林* (いくせいふくそうりん)

森林を部分的に抜き伐りし、人の手により複数の樹齢で維持される森林。そうした環境の維持を目的とした施業*が行われている森林を「育成複層林」と呼ぶ。(⇔育成単層林)

うっ閉* (うっぺい)

隣り合う樹木の枝などが重なり合い、すき間がなくなった状態のこと。

枝打ち* (えだうち)

節のない木材の生産や病虫害防除のため、樹木の下方にある不要な枝を切り落とすこと。
(関連語：保育)

か行

皆伐* (かいばつ)

主伐*のうち、一定のまとまりを持った森林を1回で全部又はその大部分を伐採すること。
(関連語：主伐、択伐)

かき起こし* (かきおこし)

笹などの植物や不要な樹木を取り除き、種子の発芽や若い樹木の生育を促す作業のこと。

下層植生* (かそうしょくせい)

一般的に森林を構成する樹木以外の木(2m以下の木)及び笹などの植物類のこと。

下層木* (かそうぼく)

複層林*を形成している樹種のうち、下の層を占めている樹木のこと。(⇔上層木)

間伐* (かんばつ)

木々の競争の促進、利用価値の向上のため、育成の過程で成長が遅れている樹木や天然力により育った不要な樹木を間引くこと。
(関連語：保育、列状間伐)

基幹路網* (きかんろうもう)

林道や林業専用道など、森林整備の際重要となる道のこと。(⇔細部路網)

郷土樹種* (きょうどじゅしゅ)

その地方に天然で分布している樹種のこと。

径級* (けいきゅう)

樹木の丸太取引に用いられるクラス分けのこと。
末口(すえくち)径(上部に近い方の口径のこと)が6cm~13cmを「小丸太」、末口径14cm~28cmを「中目丸太」、末口径30cm以上を「尺上丸太」と呼ぶ。

更新* (こうしん)

樹木を伐採した後で、後継の樹木を育てること。(関連語：天然更新)

広葉樹林化* (こうようじゅりんか)

造成され伐採が適するまでに成長したカラマツ等の森林について、その全てを伐採するのではなく、広葉樹を主体とした森林へ誘導する取り組みのこと。

さ行

再造林* (さいぞうりん)

人工林*の伐採跡地*に、再度、人工林をつくること。(天然林*の伐採跡地に人工林をつくる場合は「拡大造林」という。)

細部路網* (さいぶろもう)

森林作業道など、主に間伐などの際に一時的に使用する道のこと。(⇔基幹路網)

下刈り* (したがり)

樹木を健全に育成するため、苗木を植えてから数年間、苗木周辺の草刈を行うこと。(関連語：保育)

樹冠層* (じゅかんそう)

樹木の枝と葉の集まり(樹冠)で構成される層のこと。(関連語：林冠)

主伐* (しゅばつ)

伐採が適するまでに成長した樹木を伐採すること。(関連語：皆伐、択伐)

上層木* (じょうそうぼく)

複層林*を形成している樹種のうち、上の層を占めている樹木のこと。(⇔下層木)

除伐* (じょばつ)

森林を構成している樹種の成長を阻害している他の樹木などを刈り払うこと。(関連語：保育)

針広混交林化* (しんこうこんこうりんか)

針葉樹と広葉樹が混在する森林へ誘導する取り組みのこと。

人工造林* (じんこうぞうりん)

苗木を植える、種をまき付ける、挿し木さきをする(親木から枝等を切り取り、地面に挿して繁殖させる)など、人の手により森林を造成すること。(⇔天然更新)

人工林* (じんこうりん)

人の手による植付けや天然更新*でつくられた森林のこと。一般的には人工造林*による森林を指すことが多い。(⇔天然林)

森林認証制度* (しんりんにんしょうせいど)

適正に管理された森林から産出した木材に認証マークを付けることにより、森林の保護を図ろうとする制度のこと。国内では「森林管理協議会(F S C)」と「緑の循環認証会議(S G E C)」2つの認証機関がある。

森林の区域* (しんりんのくいき)

森林の重視する機能に応じ分けられる区域のこと。

施業* (せぎょう)

一般的には植栽や保育*などの森林整備を行うこと。(森林一、長伐期一)

造林* (ぞうりん)

現在ある森林に手を加えることにより、目的にあった森林の造成(植付けや天然更新*)を行うこと。(関連語：再造林、人工造林)

造林未済地※(ぞうりんみさいち)

人工林*の伐採跡地*のうち、伐採の翌年から数えて3年を経過してもなお更新*がされていない箇所のこと。(関連語：伐採跡地)

粗腐植* (そふしょく)

腐った落ち葉やきのこなどの菌類等で満たされている土壌のこと。

た行

択伐* (たくばつ)

主伐*のうち、伐採が適するまでに成長した樹木を抜き切りすること。(関連語：主伐、皆伐)

立木* (たちき・りゅうぼく)

土地に生息する個々の樹木のこと。

単層林※(たんそうりん)

1種類、同じ林齢*の樹種で構成される森林のこと。(⇔複層林)

蓄積* (ちくせき)

森林を構成する樹木の体積。

長伐期* (ちょうばっき)

標準伐期齢* (カラマツの場合30年程度)のおおむね2倍の林齢で伐採を行うこと。
(一施業、関連語：伐期)

つる切り* (つるきり)

苗木を植え付けした後、つる植物が苗木の幹に巻き付き、樹冠(⇒樹冠層)を覆うことがあるため、それらを取り除くこと。(関連語：保育)

天然下種* (てんねんかしゅ)

母樹からの種子が自然に地表に散布され、発芽することで次世代の樹木が育つこと。(関連語：天然更新)

天然更新* (てんねんこうしん)

主として天然の力によって次世代の樹木を発生させること。(⇒人工造林、関連語：天然下種)

天然生林* (てんねんせいりん)

主として天然力を活用することにより成立させ維持する森林のこと。(関連語：天然林)

天然林* (てんねんりん)

主として天然の力によって造成された森林のこと。(⇒人工林、関連語：天然生林)

特定保安林* (とくていほあんりん)

指定の目的にあった機能が果たせていない保安林*で、その区域内に造林などを早急に実施する必要がある森林のこと。(関連語：保安林)

は行

伐期* (ばっき)

樹木が成長して伐採時期に達したこと。(関連語：長伐期、標準伐期齢)

伐採跡地* (ばっさいあとち)

樹木を伐採した跡地「人工林伐採跡地」「天然林伐採跡地」の総称のこと。(関連語：造林未済地、無立木地、未立木地)

伐採率* (ばっさいりつ)

一般的には、森林の蓄積*における伐採の割合を百分率で表したもの。(間伐*など施業*によっては、本数による割合とすることもある。)

搬出間伐* (はんしゅつかんぱつ)

間伐*のうち、一定以上の太さがあり収穫可能な樹木について、伐採し林地から搬出する施業*のこと。伐採した樹木を林地内にそのままにしておくことを「切捨間伐(きりすてかんぱつ)」という。(関連語：間伐)

標準伐期齢* (ひょうじゅんばっきらい)

主要な樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、市町村森林整備計画に定められる樹木の標準伐採時期のこと。(関連語：伐期)

複層林* (ふくそうりん)

人工的に更新*された森林で、年齢や樹種の異なる樹木で構成された森林のこと。(⇒単層林)

保安施設地区* (ほあんしせつちく)

保安林*の指定目的を達成するために必要な事業を行う場合に指定することができる地区のことで、森林法第41条において定められている。

保安林*（ほあんりん）

水源の涵養、土砂の流出など災害の防備、レクリエーションの場の提供などの公共目的を達成するために、森林法により一定の制限（伐採などに関する制限、植栽の義務など）が課せられている特定の森林のこと。（関連語：特定保安林）

保育*（ほいく）

造林を終了してから主伐までの間に行う、下刈*、つる切り*、除伐*、間伐*などの作業。

ま行

未立木地*（みりゅうぼくち）

もともと林地以外の箇所（原野等）を林地に編入した際、樹木等が成立していない箇所のこと。（関連語：無立木地）

民有林*（みんゆうりん）

国有林以外の森林のこと。個人や企業などが所有している森林（私有林）と市有林をあわせて「一般民有林」といい、それらに北海道が所有している森林（道有林）を加え、「民有林」という。なお、帯広市内に道有林はない。

無立木地*（むりゅうぼくち）

伐採跡地*と未立木地*の総称。（関連語：伐採跡地、未立木地）

ら行

立木*（りゅうぼく）

⇒立木（たちき）

林冠*（りんかん）

森林で樹木の枝葉が茂っている部分のこと。（関連語：樹冠層）

林分*（りんぶん）

森林構成がほぼ同じで、隣接する森林と区別できるような条件を備えた森林のこと。例えば、樹種、林齢*、樹木の直径などが揃っているなどで、林業経営上の単位として扱われる。

林齢*（りんれい）

樹木の年齢のこと。苗木を植え付けた年を1として数える。（関連語：齢級構成）

齢級構成*（れいきゅうこうせい）

林齢*を5年でひとまとめにし、林齢1～5をⅠ齢級、林齢6～10をⅡ齢級、以下Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ齢級・・・として表すときの単位を「齢級」といい、その構成割合のこと。（関連語：林齢）

列状間伐*（れつじょうかんばつ）

人工造林*の場合、樹木を一定の間隔（列）で植えているため、この列を（1列又は2列ずつ）間伐*すること。成長が遅れている木や曲がっている木などを選んで間伐することを「定性間伐（ていせいかんばつ）」という。（関連語：間伐）